

聖カタリナ学園高等学校

いじめ防止基本方針

「聖カタリナ学園高等学校いじめ防止基本方針」（令和7年7月18日改訂）

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。本基本方針は、いじめの防止及び事案への対応における学校の責務を明確にし、その実効性を高めるため、定期的な点検と見直しを通じて継続的に改善していくものとする。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識
- いじめかどうかの判断は、行為を受けた生徒の心身の苦痛の有無により判断することとし、いじめを行ったとされる生徒の意図や、弁解、事実の否認をもって判断を左右しない。

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

② いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

- 嫉妬心(相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- 支配欲(相手を思いどおりに支配しようとする)
- 愉快犯(遊び感覚で愉快的気持ちを味わおうとする)
- 同調性(強いものに追従する、数の多い側に入りたい)
- 嫌悪感(感覚的に相手を遠ざけたい)
- 反発・報復(相手の言動に対して反発・報復したい)
- 欲求不満(いらいらを晴らしたい)

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

別紙1 ※いじめ防止委員会の設置

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

別紙2 ※いじめ対策委員会の設置

(3) 組織体制に関する事項

ア いじめ対策組織の機能強化

いじめの対応にあたる組織（いじめ防止委員会、いじめ対策委員会等）は、いじめに関する情報の共有、事実確認、指導方針の決定、関係機関との連携、再発防止策の策定・実行において、常に中心的な役割を果たすものとする。組織の構成員は、いじめ事案の対処経験を積めるよう、役割を工夫・改善する。

イ 情報共有の原則と手順の明確化

- いじめ行為の発見、または相談・通報を受けた教職員は、他の業務に優先し、即日、速やかに学校いじめ対策組織（生徒課長、学年主任、管理職等）に口頭で第一報を報告し、その後、書面（いじめ報告書等）で詳細を提出する。
- 情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定める。
- いじめに関する情報は、特定の教職員が一人で抱え込まず、必ず組織で共有する。
- 「生徒支援情報共有シート（ファイル）」を導入し、特別な配慮が必要な生徒に関する情報を全教職員で共有し、活用を徹底する。

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。生徒一人ひとりの尊厳が尊重され、お互いを認め合う文化を醸成する。

(1) 学業指導の充実

- 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- 面談の定期的実施（生徒一人につき学期に2回）

(4) 人権教育の充実

- 人権意識の高揚
- 講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- 教科「情報」におけるモラル教育の充実
- SNSでの無責任な発信や誹謗中傷の防止、いじめの証拠保全の重要性についても教育を強化。

(6) 保護者・地域との連携

- いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- 学校公開の実施

- 学校いじめ対策組織の存在及び活動を、生徒及び保護者が容易に認識できるような取り組み（全校集会での説明、アンケートでの認識度調査、ウェブサイトや通信での積極的な発信）を実施する。

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により、速やかに、かつ組織的に報告し、事実確認をする。

(2) いじめの早期発見のためのサイン（いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン）

別紙3

(3) 教室・家庭（寮）でのサイン

別紙4

(4) 相談体制の整備

- 相談窓口の設置・周知
- 面談の定期的実施(生徒一人につき学期に2回)
- 生徒からの相談に対しては、必ず教職員が迅速に対応することを徹底する。

(5) 定期的調査の実施

- アンケートの実施（毎月）
- アンケート後の結果検証と組織的な対処方法を明確に定め、実行する。

(6) 情報の共有

- 報告経路の明示、報告の徹底
- 職員会議等での情報共有
- 「生徒支援情報共有シート（ファイル）」の運用を通じた、要配慮生徒の実態把握と情報共有の徹底
- 進級時の引継ぎ
- いじめに係る情報が教職員に寄せられた際は、教職員は他の業務に優先し、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげることを徹底する。

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全安心を確保する。
- 心のケアを図る。（カウンセリング、医療連携の強化）
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。（加害者が事実を認めない場合でも、否認をもって判断を左右しない。）
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- 今後の生き方を考えさせる。
- いじめの事実が確認された場合、いじめ行為の内容や悪質性、反省の態度などを踏まえ、必要に応じて懲戒（出席停止を含む）を毅然と加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 自分の問題として捉えさせる。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなど協力を求める。
- 生徒の異変やいじめの兆候に関する学校から保護者への初期段階での迅速な連絡を徹底する。

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- 生徒や保護者の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

- 警察との連携：心身や財産に重大な被害が疑われる場合や、犯罪等の違法行為がある場合は、ためらうことなく所轄警察署に通報し、援助を求める。
- 福祉関係との連携（家庭の養育に関する指導・助言、家庭での生徒の生活、環境の状況把握）
- 医療機関との連携（精神保健に関する相談、精神症状についての治療・指導・助言）

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

- 保護者への啓発（フィルタリング、保護者の見守り）
- 情報教育の充実（教科「情報」における情報モラル教育の充実）
- 携帯マナー教室の実施
- SNSでの無責任な発信や誹謗中傷の防止、いじめの証拠保全（例：スクリーンショットなど）の重要性について、生徒への教育を強化する。

(3) ネットいじめへの対処

- ネットいじめの把握（被害者からの訴え、閲覧者からの情報、ネットパトロール）
- 不当な書き込みへの対処（状況確認、状況の記録、管理者へ連絡・削除依頼、いじめへの対応、警察への相談）

8 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査

学校が重大事態と判断した場合、県知事に報告するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。

9 PDCAサイクルと組織機能の強化

(1) いじめ対策組織の機能強化とPDCAサイクル

学校いじめ対策組織（いじめ防止委員会等）は、いじめの未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、継続的に活動を点検し、必要に応じて見直す（PDCAサイクル）仕組みを学校いじめ防止基本方針に盛り込み、中心となって運用する。

(2) 教職員のいじめ対策経験の確保

いじめ対策の企画立案・事案対処等を全ての教職員が経験できるよう、学校いじめ対策組織の構成や役割分担を工夫・改善する。

(3) いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証

いじめ事案発生後、学校の対処がうまくいかなかったと判断されるケースについては、学校いじめ対策組織が中心となり、その原因と改善策を詳細に検証する。

日常の指導体制(未然防止・早期発見)

管理職

リーダーシップを発揮し、いじめ防止委員会(日常的・定期的活動)といじめ対策委員会(緊急時・事案対応)を機能させる。これらが有機的に連携し、保護者・地域とも連携を図りながら、いじめを許さない、風通しの良い職場・学校環境を構築する。

いじめ防止委員会【定期開催】

学校いじめ防止基本方針に基づき、以下の機能を日常的・定期的に果たし、その活動を点検・改善していくものとする。

- 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し、および実効性確保のための点検活動
- いじめ防止に関する年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- いじめに関する調査結果、報告等の情報の整理・分析、教職員への還元
- いじめが疑われる案件の事実確認・判断(加害者の否認に惑わされない多角的な調査を含む)
- 要配慮生徒への支援方針の策定と、そのための「生徒支援情報共有シート(ファイル)」の運用・活用
- いじめ対応のうまくいかなかった事例の検証(PDCA サイクルの実施)
- 委員会の構成に工夫を凝らし、全ての教職員が対策経験を積めるよう機会を提供する。

【結果報告】

県知事

【緊急対応】

いじめ対策委員会

未然防止

◇学業指導の充実

- 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

◇特別活動、道徳教育の充実

- ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ボランティア活動の充実

◇教育相談の充実

- 面談の定期的実施(生徒一人につき学期に2回)

◇人権教育の充実

- 人権意識の高揚
- 講演会等の開催

◇情報教育の充実

- 教科「情報」における情報モラル教育の充実
- SNS での無責任な発信や誹謗中傷の防止、いじめの証拠保全の重要性(例:スクリーンショットなど)について、生徒への教育を強化。

◇保護者・地域との連携

- 学校いじめ防止基本方針等の周知
- 学校公開の実施
- 学校いじめ対策組織の存在と活動が、生徒及び保護者から容易に認識されるための具体的な取組を実施する。

早期発見

◇情報の収集

- 教員の観察による気付き
- 養護教諭からの情報
- 相談・訴え(生徒・保護者・地域等)
- アンケートの実施(毎月)
- 各種調査の実施
- 面談の定期的実施(生徒・保護者等)

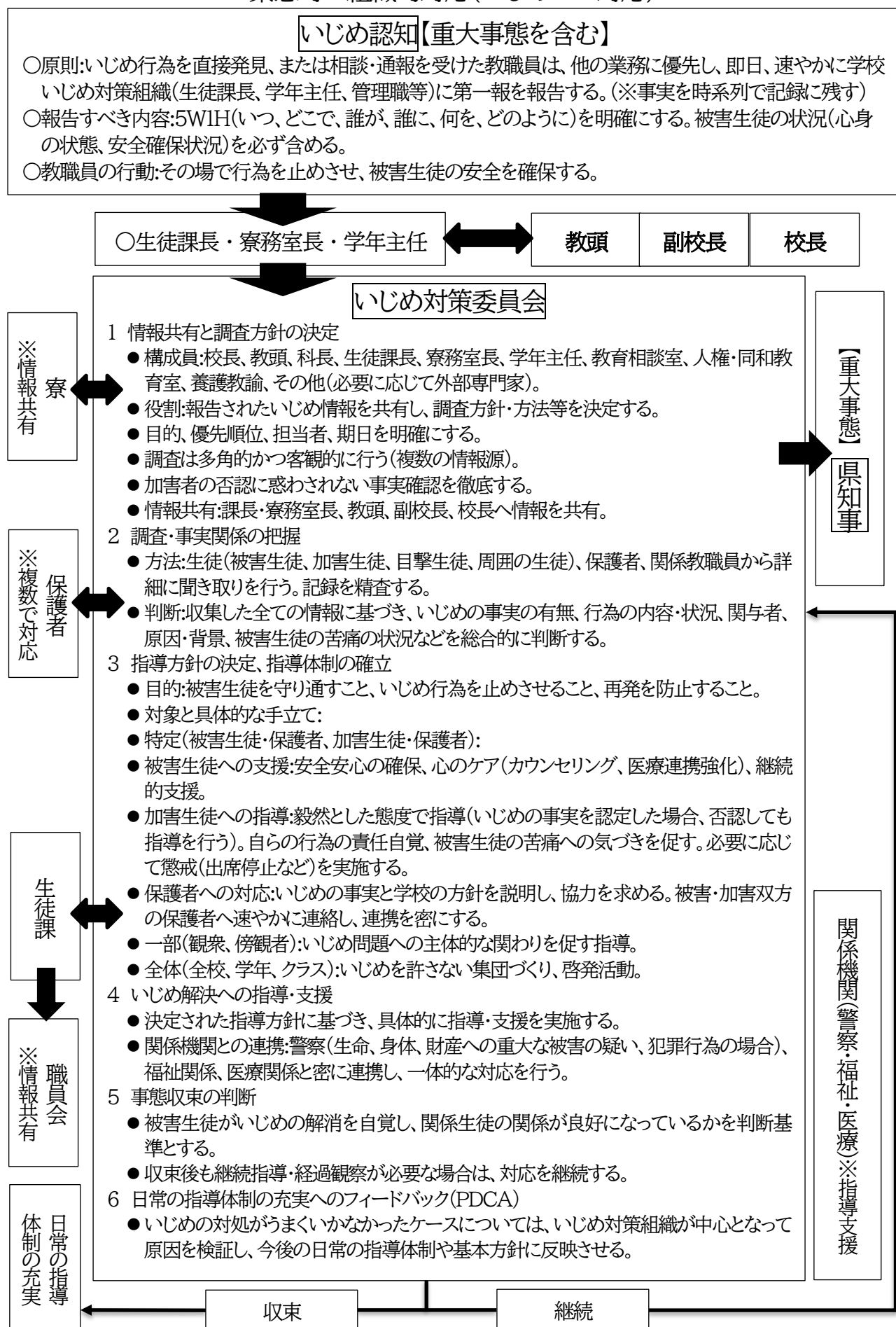
◇相談体制の確立

- 相談窓口の設置・周知(具体的な連絡先、担当者、場所を明確に提示)
- 生徒からの相談に対しては、必ず教職員が迅速に対応することを徹底する。

◇情報の共有(最重要)

- 報告経路の明示、報告の徹底:いじめの兆候や情報を把握した教職員は、他の業務に優先し、即日、速やかに学校いじめ対策組織へ報告する。
- 職員会等での情報共有
- 「生徒支援情報共有シート(ファイル)」の運用を通じた、要配慮生徒の実態把握と情報共有の徹底
- 進級時の引継ぎ

緊急時の組織的対応(いじめへの対応)



いじめの早期発見のためのサイン

【目的】

いじめの兆候を早期に発見し、迅速な対応につなげるため、生徒の言動や状況から読み取れる具体的なサインを示す。

【共通の行動原則】

これらのサインに気づいた教職員は、些細な兆候であっても、決して一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織へ報告してください。

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。
朝の SHR	教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用もない場所(例えばトイレや誰もいない廊下)にすることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。
その他	生徒がオンライン上での振る舞いを隠したり、親の監視を過度に嫌がったりする。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サイン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。 SNS等の利用状況や言動が不自然になる。

教室・家庭(寮)でのサイン

【目的】

生徒が過ごす主要な場所(教室、家庭、寮)における環境や生徒の状況から読み取れるいじめのサインを具体的に示す。

【共通の行動原則】

これらのサインに気づいた教職員(寮務担当者を含む)は、決して見過ごすことなく、速やかに学校いじめ対策組織へ報告し、生徒の安全確保と状況把握に努めてください。

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所になることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

	サイン
	嫌なあだ名が聞こえる 席替えなどで近く of 席になることを嫌がる 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借り(強要)が多い
	壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている 特定の生徒の私物(スマホ、筆記用具、教科書など)が隠される、壊される。 カーテンが不自然に閉められている。

2 家庭(寮)でのサイン

家庭(寮)でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者(寮務担当者)に伝えることが大切である。

	サイン
	学校や友人の事を話さなくなる 友人やクラスの不平等・不満を口にする事が多くなる 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする 遊ぶ友人が急に変わる 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
	理由のはっきりしない衣服の汚れがある 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
	学習時間が減る 成績が下がる。
	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする 自転車がよくパンクする 家庭の品物、金銭がなくなる 大きな額の金銭を欲しがる。
	寮内で特定の生徒が孤立している、またはグループから排除されている様子が見られる。 寮のルールが守られていない。